

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	予防接種(成人)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和6年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種(成人)に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び予防接種法施行令にもとづき、予防接種事業に関する事務として、次の手続きを行っている。</p> <p>(1) 接種対象、接種期間等の「成人検診のお知らせ」やホームページ、広報等での周知 (2) 接種対象者への通知の発送 (3) 市外で定期予防接種を接種する市民の予防接種依頼書の作成 (4) 市内で定期予防接種を接種した他市町村の住民の予防接種実施報告書の作成 (5) 医療機関から送付された予診票の審査 (6) 審査後の予診票にもとづいた接種履歴の予防接種対象者台帳への入力 (7) 医療機関からの請求金額の審査及び支払い手続き</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び健康増進法の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行うための実施に係る事務 (2) 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死 亡した場合に、健康被害救済の給付を行うために支給を受ける者が請求する際の事務手続 (3) 経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収するための事務手続 (4) 予防接種に関する記録を作成し、5年間保存するための事務</p>
③システムの名称	保健所・保健センター業務情報システム(業務共通システム、予防接種サブシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条 (番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報提供の根拠) 25、26、27、28、29の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	藤沢市役所 健康医療部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市鵠沼2131番地の1 藤沢市役所 健康医療部 健康づくり課 0466-21-7351
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	自府システムの副本登録画面について、必要最低限の人数、情報の範囲となるよう、職員のアクセス権限の設定及びアクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトの徹底、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する等、必要な対応を行っているため、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）なし（情報提供は行わない）（別表第二における情報照会の根拠）17, 18, 19の項	番号法第19条第7号及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）16-2（別表第二における情報照会の根拠）16-2, 17, 18, 19の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び予防接種法の改正があつたため。
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健医療部 健康増進課	藤沢市保健所 健康増進課	事後	組織改正に伴うもの
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルに関する問い合わせ 連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 保健医療部 健康増進課 0466-25-1111(内)7141	〒251-0022 藤沢市鶴沼2131番地の1 藤沢市保健所 健康増進課 0466-50-8430	事後	組織改正に伴うもの
平成31年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法及び予防接種法施行令にもとづき、予防接種事業に関する事務として、次の手続きを行っている。 (2) 接種対象者への助成券の発行	予防接種法及び予防接種法施行令にもとづき、予防接種事業に関する事務として、次の手続きを行っている。 (2) 接種対象者への通知の発送	事後	予防接種法の改正があつたため。
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	相原 陽子	健康増進課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月28日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-25-1111(内)2661	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 10の項	番号法第9条第1項及び別表第一 10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）16-2（別表第二における情報照会の根拠）16-2, 17, 18, 19の項	番号法第19条第7号及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）16-2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2（別表第二における情報照会の根拠）なし	事後	
令和3年3月12日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和3年6月9日	表紙 評価書名	予防接種に関する事務 基礎項目評価書	予防接種(成人)に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和3年6月9日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種に関する事務	予防接種(成人)に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	藤沢市保健所 健康増進課	藤沢市役所 健康医療部 健康づくり課	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長	健康づくり課長	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルに関する問い合わせ 連絡先	〒251-0022 藤沢市鵠沼2131番地の1 藤沢市保健所 健康増進課 0466-50-8430	〒251-8601 藤沢市鵠沼2131番地の1 藤沢市役所 健康医療部 健康づくり課 0466-50-8430	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 16-2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2（別表第二における情報照会の根拠）なし	番号法第19条第8号及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 16-2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2（別表第二における情報照会の根拠）なし	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和6年12月16日	I 関連情報 3. 番号法の利用	番号法第9条第1項及び別表第一 10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条	番号法第9条第1項及び別表 14の項	事後	
令和6年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 16-2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2（別表第二における情報照会の根拠）なし	番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条（番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報提供の根拠） 25、26、27、28、29の項	事後	
令和6年12月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問い合わせ	〒251-8601 藤沢市鵠沼2131番地の1 藤沢市役所 健康医療部 健康づくり課 0466-50-8430	〒251-8601 藤沢市鵠沼2131番地の1 藤沢市役所 健康医療部 健康づくり課 0466-21-7351	事後	
令和6年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日 時点	令和6年10月31日 時点	事後	
令和6年12月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日 時点	令和6年10月31日 時点	事後	
令和6年12月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		十分である	事後	
令和6年12月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和6年12月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠		自庁システムの副本登録画面について、必要最低限の人数、情報の範囲となるよう、職員のアクセス権限の設定及びアクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトの徹底、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する等、必要な対応を行っているため、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	